

◎新潟県告示第1560号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨1105番地の16
- 2 漁業権の免許番号  
内共第14号
- 3 変更の内容

変更後			変更前		
(遊漁期間) 第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。			(遊漁期間) 第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。		
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	魚沼漁業協同組合内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内 <u>大津岐小</u> <u>白沢橋</u> より上流域の只見川 (略)	4月21日から9月30日まで	いわな、やまめ	魚沼漁業協同組合内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内 <u>大津岐林</u> <u>道橋</u> より上流域の只見川 (略)	4月21日から9月30日まで

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成28年1月1日